

○財務省告示第三百四十四号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日から適用する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十一年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

2  
〔略〕

一 生鮮等牛肉

十六万二千五百二十一トン

二 冷凍牛肉

十万九千六百七十九トン

改正前

2  
〔同上〕

一 生鮮等牛肉

十七万三千二百五十一トン

二 冷凍牛肉

十三万六千七百七十五トン

備考 表中の「」の記載は注記である。